四日市コンビナートカーボンニュートラル化推進委員会設置要綱

（名称）

第１条　本会は、四日市コンビナートカーボンニュートラル化推進委員会（以下「CN 推進委員会」という。）と称する。

（趣旨）

第２条　この要綱は、令和４年度に策定した四日市コンビナートのグランドデザインの具現化に向けた企業間連携によるプロジェクトの創出などの新たな取組みを推進することで、カーボンニュートラル社会に貢献するコンビナートを実現するために設置するCN 推進委員会に関して必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第３条　CN 推進委員会は、次に掲げる事項を行うものとする。

(1)四日市コンビナートのカーボンニュートラル化に向けた取組みの推進に関する事項

(2)その他目的の達成のために必要な事項

（構成）

第４条　CN 推進委員会の委員は、自治体の首長、学識経験者、企業関係者、商工団体の長及び港湾管理者とする。

２　委員の任期は、令和５年４月１日から令和６年３月３１日までとする。ただし、特段の申し出がない限り、任期満了後１年間自動更新するものとする。

３　CN 推進委員会には、オブザーバーを置くことができる。

（会長等）

第５条　CN 推進委員会には会長及び委員長を置き、会長は三重県知事が務め、委員長は四日市市長が務めるものとする。

２　会長は、CN 推進委員会を代表し、会務を総括する。

３　委員長は、CN 推進委員会の議事進行を務めるものとし、会長が事故等により不在のときはその職務を代行する。

（会議）

第６条　CN 推進委員会は、委員長が招集するものとする。

２　会長又は委員長は、必要があると認めるときは、CN 推進委員会に委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

（代理出席）

第７条　委員がやむを得ず出席できない場合は、代理出席者を充てることができる。

（部会等）

第８条　CN 推進委員会には、専門の事項について検討を行うため、部会等を設置することができる。

２　会長又は委員長は、必要があると認めるときは、部会等に委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

（会議の公開）

第９条　CN 推進委員会の会議は原則公開とする。ただし、委員長が必要と認めた場合は非公開とすることができる。

（秘密保持）
第10条　委員及びオブザーバーは、CN推進委員会で知り得た情報を外部に漏らし、又は無断で使用してはならない。

（事務局）
第11条　CN推進委員会の事務を処理するため、四日市市商工農水部工業振興課に事務局を置くものとする。

（その他）
第12条　この要綱に定めるもののほか、CN推進委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附　則
この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則
この要綱は、令和６年１月１６日から施行する。

（商工農水部工業振興課）

四日市コンビナートカーボンニュートラル化推進委員会構成員名簿

（大学名・企業名の五十音順、敬称略）

（委員）

・学識経験者

成城大学経済学部経営学科 教授 平野 創
東北大学大学院環境科学研究科 教授 吉岡 敏明
三重大学地球環境センター研究部門 教授 柴田 敏行

・以下の企業の事業所長等

味の素㈱東海事業所
岩谷瓦斯㈱
出光興産㈱
石原産業㈱四日市工場
㈱ＥＮＥＯＳマテリアル四日市工場
ＫＨネオケム㈱四日市工場
高純度シリコン株式会社
コスモ石油㈱四日市製油所
ＪＳＲ㈱四日市工場
㈱ＪＥＲＡ四日市火力発電所
昭和四日市石油㈱四日市製油所
第一工業製薬㈱四日市工場
ＤＩＣ㈱四日市工場
東ソー㈱四日市事業所
東邦ガス㈱四日市工場
日本アエロジル㈱四日市工場
日本エア・リキード合同会社
三菱ガス化学㈱四日市工場
三菱ケミカル㈱東海事業所
三菱商事㈱

・商工団体

四日市商工会議所 会頭

・港湾管理者

四日市港管理組合　常勤副管理者

（会長）

三重県知事 一見 勝之

（委員長）

四日市市長 森 智広

（オブザーバー）

経済産業省 中部経済産業局長
国土交通省 中部地方整備局長
環境省　中部地方環境事務所長

（事務局）

四日市市 商工農水部 工業振興課